

全員協議会における紹介議員としての請願趣旨説明

請願者であります「袋井憲法 9 条の会」から「請願の趣旨」がお配りされていると思いますので、補足的に説明させていただきます。

今回の請願内容は、「集団的自衛権行使について反対を求めよ」というようなものではありません。これまで「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」としてきた歴代政府の見解を、十分な議論・説明もなく「閣議決定」ということで 180 度転換し、集団的自衛権行使を容認したことが、異常なことであり、適切でないため、この閣議決定の撤回を求めているというものであります。

平成 25 年度版防衛白書には「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と明記されております。では、集団的自衛権行使するためにはどうすればよいのでしょうか。そのためには「憲法を変えること」が当然であり、唯一の道であります。

ですから、安倍首相も、まず、憲法 9 条の明文改憲を狙いました。しかし、改憲反対の世論が多数を占めており、うまく進みませんでした。

次に狙ったのが、「3 分の 1 の議員が反対して決まらないのはおかしい」と、憲法 96 条の改憲手続きを緩和しようとしてしました。これも、憲法 9 条改定の是非を超えて『邪道だ』という声が国民各層で湧き起こり頓挫しました。

そこで、解釈改憲で集団的自衛権行使容認を進めたのが、今回の閣議決定であります。

保守政治を中枢で支えてきた方々を含め「こんな裏口入学は許せない」「立憲主義の否定だ」との批判が国民各層で広がっております。

弁護士の組織である日本弁護士連合会と全国各地の 52 の弁護士会すべてで反対声明を採択しております。また、全日本仏教会（日本の伝統仏教界における 105 団体が加盟する唯一の連合組織、主要な 59 の宗派、36 の都道府県仏教界 10 の仏教団体で組織、）は、「ブッタの『和の精神』を仰ぐものとしてこのたびの集団的自衛権の行使を容認する閣議決定は、人間の知恵の『闇』を垣間見るがごとき、深い憂慮と危惧の念を禁じえません」との談話を発表しております。

このように各界、各階層の人たちが、今回の閣議決定に異論を唱えているのであります。

そもそも、「憲法は、国家権力を縛るためのもの」であり、これが近代国家の立憲主義の基本であります。当然、地方政治にかかわる議会人としても、声を上げなければなりません。

全国の自治体議会でも、「集団的自衛権行使容認」閣議決定反対の意見書が可決され、閣

議決定後も増え続けております。6月28日現在157議会であったものが、8月12日現在は190議会にもなっております。

一つ紹介します。7月7日採択された岩手県議会の意見書は、「国会での論議も行われず、与党内で調整したのみで行われた」と指摘し、「時々の政府の都合で解釈を変えられるようになれば、憲法が憲法でなくなり、これまでの国のかたちを大きく変えるだけでなく、民主主義を大本から破壊することにつながる」と批判しております。

皆さん、集団的自衛権については、それぞれ様々なご意見があるかとは思いますが。

しかし、今回の請願の内容は、日本の安全をどうするのか、アメリカとの関係をどうするのか、自衛隊の海外への派遣をどうするのか、などといった課題でのものではありません。

解釈改憲は重大な主権侵害でありそれを許さないというのは国民の当然な声であります。こうした国民の声に応え、日本の立憲主義、民主主義を守るために袋井市議会でも意見書の提出をしていただきたいというものであります。このことを再度申し上げ、紹介議員の趣旨説明といたします。